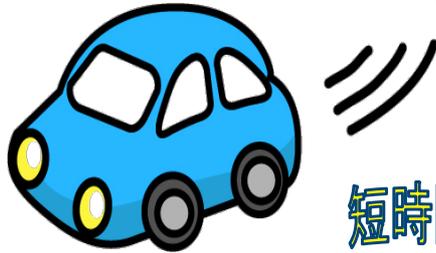


平成18年6月より
違法駐車取締りが厳しくなりました

違法駐車にご注意ください！



- 短時間の駐車でも
「放置車両確認標章」
が取り付けられます
- 民間の駐車監視員も
取り締まり実施しています

短時間でも駐車場を利用しましょう

◎レンタカーご利用期間中に放置駐車違反の確認標章が取り付けられた場合◎

レンタカー返却前に次の手続きを行ってください

- * 確認標章に記載されている警察署に出頭してください
- * 所定の手続きと反則金などの支払いをしてください

レンタカー返却時に警察で受け取った書類・
領収書等をご提示いただきます

◎レンタカー返却時に(反則金等の)納付完了のご確認が出来ない場合◎

当社指定の自認書にサインのうえ
当社が別に定める駐車違反金(下記金額)をご負担頂きます

- * 軽・普通車クラス: 25,000円/件
- * 中・大型車クラス: 30,000円/件

レンタカー返却後に警察に出頭・反則金納付のうえ交通反則告知書と
領収印のある納付書・領収証書等の書類を所定の方法でご提示していただくことにより
お預かりいたしました全額を返金致します

※返金はレンタカー返却日より1ヶ月以内の場合に限ります



※尚、違反処理も駐車違反金の支払いもご対応いただけない場合は
警察、公安委員会及びレンタカー協会に報告すると共に、全国のレンタカー協会店各社での
今後のレンタカー貸渡しをお断わりすることがありますのでご注意ください